令和７年度

介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

福祉用具貸与・特定福祉用具販売編

船橋市　指導監査課

介護保険サービス　訪問・通所系

令和７年度　船橋市指導監査課　介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1　運営指導及び監査等の状況（P5）

2　各種お知らせ等（P22）

3　サービス別資料

・全サービス共通（P42）
・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P65）
・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P88）
・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P109）
・通所リハビリテーション（P124）
・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P135）
・居宅介護支援（P146）

福祉用具専門相談員の員数①

運営指導等における指摘事例

指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）が指定福祉用具貸与事業所（指定特定福祉用具販売事業所）に置くべき福祉用具専門相談員が、常勤換算方法で２人以上配置できていない。

福祉用具専門相談員の員数

管理者及び(福祉用具貸与と特定福祉用具販売以外の)他サービス等に従事している時間は含みません。他サービス等に従事している時間を除いて、常勤換算方法で２人以上を配置してください。

また、他サービス等との兼務がある従業者については、タイムカードに「福祉用具」等を明記したり、別にシフト表を作成する等して勤務分けを行い、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所で勤務した時刻の記録を行うようにしてください。

（居宅省令第１９４条、第２０８条）

福祉用具専門相談員の員数②

≪例≫常勤職員の一月あたりの勤務時間が１６０時間の事業所の場合

職　種	勤務形態	氏　名	第　1　週								4週の合計
			1	2	3	4	5	6	7	28	
			月	火	水	木	金	土	日		
管理者	B	船橋太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				80.0
福祉用具専門相談員	B	船橋太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				80.0
福祉用具専門相談員	A	汗一平	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0				160.0
福祉用具専門相談員	C	風さやか	7.0		7.0		7.0				84.0

管理者に従事している時間を抜いた□の部分が福祉用具専門相談員として勤務した時間となります。
上記の場合、合計時間が３２４時間、常勤換算方法で２．０２５となるので、常勤換算２人以上が配置できています。

（居宅省令第１９４条、第２０８条）

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制①

運営指導等における指摘事例

・一部の福祉用具について、利用者が貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行っていない、もしくは説明を行った記録が確認できない。

(※)選択制の対象となる種目
・固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・単点杖（松葉づえを除く）・多点杖

選択制の説明及びその記録を行う

選択制の説明を行うにあたっては、以下の項目に注意してください。
・メリット及びデメリット等、利用者の選択にあたって必要な情報を提供する。
・医師や専門職等の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえた提案を行う。
・医師や専門職等の意見については、介護支援専門員等と連携し確認すること。
また、選択制についての説明を利用者に行ったことがわかるように記録を残してください。

（居宅省令第１９９条、第２１４条）

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制②

令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）（令和６年３月１５日）問１０１より

福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

【答】

利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- 利用者の身体状況の変化の見直しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- 国が示している福祉用具の平均的な利用月数(※)

等が考えられる。

（居宅省令第１９９条、第２１４条）

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制③

令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.１）（令和６年３月１５日）問１０１より

　福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

【答】

（※）選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数

（出典：介護保険総合データベース）

・固定用スロープ：１３．２ヶ月
・歩行器　　　　：１１．０ヶ月
・単点杖　　　　：１４．６ヶ月
・多点杖　　　　：１４．３ヶ月

（居宅省令第１９９条、第２１４条）

福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画の作成①

運営指導等における指摘事例

・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用があるが、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画が一体的に作成されていない。
・指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目標に対する期間が設定されていない
・福祉用具貸与計画にモニタリングを行う時期が記載されていない。

福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成について

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の目標及びその期間、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画（特定福祉用具販売計画）を作成してください。なお福祉用具貸与計画に関しては、福祉用具貸与計画の実施状況の把握＝モニタリングを行う時期の記載も必要となりますので注意してください。

また作成において、貸与と販売の両方の利用がある際は、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成してください。

（居宅省令第１９９条の２、第２０４条の２）

福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画の作成②

貸与後について

・計画に基づくサービス提供開始時から６月以内に少なくとも一回モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討する。
・モニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告する。
・モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画を変更する。

販売後について

・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況の確認を行う。
・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
・利用者等に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

（居宅省令第１９９条の２、第２１４条及び第２１４条の２）

衛生管理等（福祉用具の保管及び消毒）

運営指導などにおける指摘事例

・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者が行っている場合、当該事業者の業務状況についての確認を定期的に行っていない、もしくは記録が確認できない。

福祉用具の保管及び消毒について

　指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区別して保管しなければなりません。

　福祉用具の保管及び消毒に関しては、他の事業者に委託することができます。ただし、委託を行う場合は、保管及び消毒が適切な方法により行われることを契約によって担保する必要があります。

　また、当該事業者の業務の実施状況について、指定福祉貸与事業者が定期的に確認し、その結果を記録する必要があります。

（居宅省令第２０３条）

居宅介護支援事業者等との連携

運営指導等における指摘事例

・事業所に備えられている居宅サービス計画が現在のサービス内容と異なっている等適切な内容のものでない。

各計画の整合性を図り、密接な連携体制を

事業所に保管している居宅サービス計画が適切なものであるか確認し、居宅サービス計画が実際のサービス提供と異なる場合は最新の居宅サービス計画の交付を受けてください。

また、利用者のサービス利用調整や健康状態の把握のため、利用者の担当介護支援専門員との密接な連携に努めてください。

（居宅省令第２０５条において準用する第１４条、第２１６条において準用する第１４条）

虐待の防止について

運営指導などにおける指摘事例

・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置が実施されていない。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置について

指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の項目内容を実施する必要があります。

・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること
・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
・事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
・これらの措置を適切に実施するための担当者をおくこと

（居宅省令第２０５条にて準用する第３７条の２、第２１６条にて準用する第３７条の２）

虐待の防止について

運営指導などにおける指摘事例

・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置が実施されていない。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置について

福祉用具貸与については減算規程があります。
令和９年３月３１日までは経過措置期間中のため、減算の対象とはなりませんが、すでに義務化されているため、未実施の場合は早急に措置を講じてください。

指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の項目内容を実施する必要があります。

・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること
・事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
・事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
・これらの措置を適切に実施するための担当者をおくこと

（居宅省令第２０５条にて準用する第３７条の２、第２１６条にて準用する第３７条の２）

おわりに

資料等確認報告について

以上で、令和７年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和７年度の集団指導への出席とします。

【介護保険サービス事業者等】令和７年度集団指導資料等確認報告（指導監査課）
https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/2309042903374972807

ご視聴いただき、ありがとうございました。